

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会 町（校区）福祉推進委員会規程

（設置）

第1条 社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第1条の目的達成のため協議会に町（校区）福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、町（校区）の福祉問題の解決に取り組むとともに、協議会と連携を取りながら住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第3条 委員会の名称は、〇〇町（校区）福祉推進委員会と称する。

（活動）

第4条 委員会は、目的達成のため次のような活動を行う。

- （1）町（校区）内における福祉活動の推進
- （2）町（校区）の福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
- （3）町（校区）の福祉を目的とする事業に関する企画
- （4）町（校区）内の関係団体及び住民への連絡、調整
- （5）委員の研究及び情報交換
- （6）その他、町（校区）福祉向上のため必要な事業

（組織）

第5条 委員会は、協議会福祉委員規程に定める福祉委員、民生委員児童委員と町（校区）の各団体の代表者等をもって組織する。

2 委員会に第2条の目的を達成するため、小地域福祉部会を置く。

3 小地域福祉部会に関する規定は、別に定める。

（役員）

第6条 委員会に次の役員を置く。ただし、役員の名称等については、各委員会の実情により任意に置くことができるものとする。

委員長	1名	会計	1名
副委員長	若干名	監事	若干名
幹事	若干名		

2 役員は委員の互選とし、任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、毎年度、別紙「町（校区）福祉推進委員会役員届」（様式第1号）により協議会へ届出るものとする。

5 委員長は、第3項の規定により就任する役員が生じた場合、別紙「町（校区）福祉推進委員会役員変更届」（様式第2号）により協議会へ届出るものとする。

（役員の任務）

第7条 委員長は、委員会を代表しその運営にあたる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 幹事は、委員会の会務を掌理する。
- 4 会計は、委員会の会計事務を掌理する。
- 5 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、総会、役員会とする。

- 2 会議は、必要に応じ委員長が随時招集し、議長となる。

(経費)

第9条 委員会の運営に要する経費は、協議会からの運営補助金、活動助成金等(以下「運営補助金等」という。)及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 運営補助金等は、協議会会員規程第4条第1号に規定する普通会費の一部をこれに充てるものとする。
- 3 協議会は、委員長の申し出によって、運営補助金等を口座振替の方法により支払うことができるものとする。

(会計年度)

第10条 委員会の会計年度は、協議会の会計年度による。

(報告)

第11条 委員長は、毎年度、委員会の事業計画及び会計予算について、別紙「町(校区)福祉推進委員会年間計画書」(様式第3号)及び「町(校区)福祉推進委員会収支予算書」(様式第4号)により協議会に提出するものとする。

- 2 委員長は、毎年度終了後、委員会の事業報告及び会計決算について、別紙「町(校区)福祉推進委員会年間報告書」(様式第5号)及び「町(校区)福祉推進委員会収支決算書」(様式第6号)により協議会に提出するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めのない事項で必要があるときは、委員会に諮って、協議会理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

なお、施行後当面の間、従前の様式は使用できるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。